

② 「一類感染症」とは、人に伝染するおそれ、病状の程度等の当該疾病の特性を総合的に勘案して国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもののうち、次に掲げるものをいう。

- 一 エボラ出血熱
- 二 クリミア・コンゴ出血熱
- 三 痘そう
- 四 南米出血熱
- 五 ペスト
- 六 マールブルグ病
- 七 ラッサ熱

③ 「二類感染症」とは、人に伝染するおそれ、病状の程度等の当該疾病の特性を総合的に勘案して国民の生命及び健康に影響を与えるおそれが高いもののうち、次に掲げるものをいう。

- 一 急性灰白髄炎
- 二 結核
- 三 ジフテリア
- 四 重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）

④ 「三類感染症」とは、人に伝染するおそれ、病状の程度等の当該疾病の特性を総合的に勘案して国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあるもののうち、次に掲げるものをいう。

- 一 コレラ
- 二 細菌性赤痢
- 三 腸管出血性大腸菌感染症
- 四 腸チフス
- 五 パラチフス

⑤ 「四類感染症」とは、E型肝炎、A型肝炎、黄熱、Q熱、狂犬病、高病原性鳥インフルエンザ、マラリアその他の既に知られている感染性の疾病であって、動物又はその死体、飲食物、衣類、寝具その他の物件を介して人に感染し、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

⑥ 「五類感染症」とは、インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザを除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、クリプトスポリジウム症、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症その他の既に知られている感染性の疾病であって、国民の健康に影響を与えるおそれがあるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。

⑦ 「指定感染症」とは、既に知られている感染性の疾病であって、就業制限、入院措置等の規定の全部又は一部を準用しなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

⑧ 「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及